

議案第13号

厚木市廃棄物減量等推進審議会条例について

厚木市廃棄物減量等推進審議会条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、厚木市廃棄物減量等推進審議会を設置するため、本条例を制定する。

## 厚木市廃棄物減量等推進審議会条例

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第5条の7第1項の規定に基づき、厚木市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に関する事項
- (2) その他一般廃棄物の減量等に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長等)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員（議案に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員（臨時委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第10条 審議会の庶務は、廃棄物減量等主管課で処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中第100号を第101号とし、第99号の次に次の1号を加える。

（100）廃棄物減量等推進審議会の委員

第2条第1項中「第99号まで」を「第100号まで」に改め、同条第2項中「前条第100号」を「前条第101号」に改める。

第3条中「第1条第100号」を「第1条第101号」に改める。

第5条第1項中「第100号」を「第101号」に改める。

第6条第1項第1号中「第99号まで」を「第100号まで」に改める。

別表に次のように加える。

100	廃棄物減量等推進審議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	7,800円

議案第14号

厚木市消防関係手数料条例について

厚木市消防関係手数料条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

厚木市手数料条例の見直しに伴い、消防関係の手数料に係る規定を整理し、新たな条例として整備するため、本条例を制定する。

## 厚木市消防関係手数料条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する手数料のうち、消防法(昭和23年法律第186号)に規定する事務その他の消防関係事務に係る手数料の徴収については、この条例の定めるところによる。

(手数料の徴収等)

第2条 手数料を徴収する事務及びその金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 消防法に関する事務 別表第1

(2) 厚木市火災予防条例(昭和37年厚木市条例第8号)に関する事務 別表第2

2 手数料は、承認、許可等の申請の際に徴収する。

3 既納の手数料は、還付しない。

(郵便による送付)

第3条 郵便により許可書その他の書類の送付を求めようとする者からは、前条に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。

(手数料の減免)

第4条 第2条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(厚木市手数料条例の一部改正)

2 厚木市手数料条例(平成12年厚木市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表消防法(昭和23年法律第186号)に関する事務の項を削り、同表屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に基づく神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号)に関する事務の項中「次項第41号」を「次項第22号」に改め、同表狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に関する事務の項中「次項第42号から第45号まで」を「次項第23号から第26号まで」に改め、同表道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に関する事務の項中「次項第46号」を「次項第27号」に改め、同表租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に関する事務の項中「次項第47号から第50号まで」を「次項第28号から第31号まで」に改め、同表住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に関する事務の項中「次項第51号から第53号まで」を「次項第32号から第34号まで」に改め、同表都市計画法(昭和43年法律第100号)に関する事務の項中「次項第54号から第60号まで」を「次項第35号から第41号まで」に改め、同表計量法(平成4年法

律第51号)に関する事務の項中「次項第61号及び第62号」を「次項第42号及び第43号」に改め、同表土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)に関する事務の項中「次項第63号から第65号まで」を「次項第44号から第46号まで」に改め、同表行政不服審査法(平成26年法律第68号)に関する事務の項中「次項第66号」を「次項第47号」に改め、同条第2項中第22号から第40号までを削り、第41号を第22号とし、第42号から第66号までを19号ずつ繰り上げる。  
第3条中「前条第2項第61号」を「前条第2項第42号」に改める。

別表第1(第2条関係)

番号	事務	金額(1件につき)
1	指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査	5,400円
2	危険物の製造所の設置の許可の申請に対する審査	(1) 指定数量の倍数が10以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 3万9,000円 (2) 指定数量の倍数が10を超え50以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 5万2,000円 (3) 指定数量の倍数が50を超え100以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 6万6,000円 (4) 指定数量の倍数が100を超え200以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 7万7,000円 (5) 指定数量の倍数が200を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 9万2,000円
3	危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(1) 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所 2万円 イ 指定数量の倍数が10を超え50以下の屋内貯蔵所 2万6,000円 ウ 指定数量の倍数が50を超え100以下の屋内貯蔵所 3万9,000円

エ 指定数量の倍数が100を超え200以下の屋内貯蔵所 5万2,000円

オ 指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所 6万6,000円

(2) 屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 指定数量の倍数が100以下の屋外タンク貯蔵所 2万円

イ 指定数量の倍数が100を超え1万以下の屋外タンク貯蔵所 2万6,000円

ウ 指定数量の倍数が1万を超える屋外タンク貯蔵所 3万9,000円

(3) 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 57万円

(4) 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（次号において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（同号において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000  
キロリットル以上5,000キロリッ  
トル未満の特定屋外タンク貯蔵  
所 88万円
- イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000  
キロリットル以上1万キロリット  
ル未満の特定屋外タンク貯蔵  
所 107万円
- ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キ  
ロリットル以上5万キロリットル  
未満の特定屋外タンク貯蔵  
所 120万円
- エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キ  
ロリットル以上10万キロリットル  
未満の特定屋外タンク貯蔵  
所 152万円
- オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キ  
ロリットル以上20万キロリットル  
未満の特定屋外タンク貯蔵  
所 178万円
- カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キ  
ロリットル以上30万キロリットル  
未満の特定屋外タンク貯蔵  
所 407万円
- キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キ  
ロリットル以上40万キロリットル  
未満の特定屋外タンク貯蔵  
所 534万円
- ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キ  
ロリットル以上の特定屋外タンク  
貯蔵所 649万円
- (5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所  
及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
の設置の許可の申請に係る審査 次  
に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク  
貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク  
貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に  
定める金額

- ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000  
キロリットル以上5,000キロリッ  
トル未満の浮き屋根式特定屋外タン  
ク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外  
タンク貯蔵所 145万円
- イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000  
キロリットル以上1万キロリッ  
トル未満の浮き屋根式特定屋外タン  
ク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タン  
ク貯蔵所 172万円
- ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キ  
ロリットル以上5万キロリットル  
未満の浮き屋根式特定屋外タンク  
貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タン  
ク貯蔵所 192万円
- エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キ  
ロリットル以上10万キロリットル  
未満の浮き屋根式特定屋外タンク  
貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タン  
ク貯蔵所 236万円
- オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キ  
ロリットル以上20万キロリットル  
未満の浮き屋根式特定屋外タンク  
貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タン  
ク貯蔵所 274万円
- カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キ  
ロリットル以上30万キロリットル  
未満の浮き屋根式特定屋外タンク  
貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タン  
ク貯蔵所 564万円
- キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キ  
ロリットル以上40万キロリットル  
未満の浮き屋根式特定屋外タンク  
貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タン  
ク貯蔵所 724万円
- ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キ  
ロリットル以上の浮き屋根式特定  
屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特  
定屋外タンク貯蔵所 879万円

- (6) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 593万円
  - イ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 747万円
  - ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1,090万円
- (7) 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 2万6,000円
- (8) 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 指定数量の倍数が100以下の地下タンク貯蔵所 2万6,000円
  - イ 指定数量の倍数が100を超える地下タンク貯蔵所 3万9,000円
- (9) 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 1万3,000円
- (10) 移動タンク貯蔵所（次号に規定する移動タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 2万6,000円
- (11) 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 3万9,000円
- (12) 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 1万3,000円

4	危険物の取扱所の設置の許可の申請に対する審査	<p>(1) 給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 5万2,000円</p> <p>(2) 屋内給油取扱所の設置の許可の申請に係る審査 6万6,000円</p> <p>(3) 第一種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 2万6,000円</p> <p>(4) 第二種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 3万3,000円</p> <p>(5) 移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。この項、7の項、10の項、13の項及び17の項において同じ。）が15キロメートル以下の移送取扱所（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。） 2万1,000円</p> <p>イ 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 8万7,000円</p> <p>ウ 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 8万7,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに2万2,000円を加えた金額</p>
---	------------------------	--

		<p>(6) 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 指定数量の倍数が10以下の一般取扱所 3万9,000円</p> <p>イ 指定数量の倍数が10を超え50以下の一般取扱所 5万2,000円</p> <p>ウ 指定数量の倍数が50を超え100以下の一般取扱所 6万6,000円</p> <p>エ 指定数量の倍数が100を超え200以下の一般取扱所 7万7,000円</p> <p>オ 指定数量の倍数が200を超える一般取扱所 9万2,000円</p>
5	危険物の製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	2の項第1号から第5号までに掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
6	危険物の貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	3の項第1号から第12号までに掲げる貯蔵所の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）で定める場合には、3の項第2号に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分）に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
7	危険物の取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	4の項第1号から第6号までに掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
8	危険物の製造所の設置の許可に係る完成検査	2の項第1号から第5号までに掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
9	危険物の貯蔵所の設置の許可に係る完成検査	(1) 屋外タンク貯蔵所にあつては、3の項第2号に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

		(2) その他の貯蔵所にあつては、3の項第1号及び第3号から第12号までに掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
10	危険物の取扱所の設置の許可に係る完成検査	4の項第1号から第6号までに掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
11	危険物の製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	2の項第1号から第5号までに掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
12	危険物の貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	(1) 屋外タンク貯蔵所にあつては、3の項第2号に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額 (2) その他の貯蔵所にあつては、3の項第1号及び第3号から第12号までに掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
13	危険物の取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	4の項第1号から第6号までに掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
14	危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査	5,400円
15	危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	(1) 水張検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 容量1万リットル以下のタンク 6,000円 イ 容量1万リットルを超え100万リットル以下のタンク 1万1,000円 ウ 容量100万リットルを超え200万リットル以下のタンク 1万5,000円 エ 容量200万リットルを超えるタンク 1万5,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額

- (2) 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 容量600リットル以下のタンク 6,000円
  - イ 容量600リットルを超え1万リットル以下のタンク 1万1,000円
  - ウ 容量1万リットルを超え2万リットル以下のタンク 1万5,000円
  - エ 容量2万リットルを超えるタンク 1万5,000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額
- (3) 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 42万円
  - イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 56万円
  - ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 73万円
  - エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 96万円
  - オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 109万円

カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 166万円

キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 190万円

ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 212万円

(4) 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 53万円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 68万円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 103万円

エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 141万円

オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 178万円

カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 343万円

		<p>キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 419万円</p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 480万円</p> <p>(5) 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 932万円</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 1,260万円</p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1,730万円</p>
16	危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査	<p>(1) 水張検査 前の項第1号に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額</p> <p>(2) 水圧検査 前の項第2号に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額</p> <p>(3) 基礎・地盤検査 前の項第3号に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(4) 溶接部検査 前の項第4号に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(5) 岩盤タンク検査 前の項第5号に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>

17	<p>特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</p>	<p>(1) 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 32万円</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 46万円</p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 75万円</p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 102万円</p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 130万円</p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 315万円</p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 387万円</p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 446万円</p> <p>(2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>
----	-----------------------------------	---

		<p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 269万円</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 323万円</p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 483万円</p> <p>(3) 移送取扱所の保安に関する検査次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 7万円</p> <p>イ 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 7万円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに1万7,000円を加えた金額</p>
--	--	--

別表第2 (第2条関係)

番号	事務	金額 (1件につき)
1	指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの水張検査	<p>次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 容量1万リットル以下のタンク 6,000円</p> <p>イ 容量1万リットルを超え100万リットル以下のタンク 1万1,000円</p> <p>ウ 容量100万リットルを超え200万リットル以下のタンク 1万5,000円</p>

		エ 容量200万リットルを超えるタンク 1万5,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額
2	指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの水圧検査	次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 容量600リットル以下のタンク 6,000円 イ 容量600リットルを超え1万リットル以下のタンク 1万1,000円 ウ 容量1万リットルを超え2万リットル以下のタンク 1万5,000円 エ 容量2万リットルを超えるタンク 1万5,000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額

議案第15号

厚木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月21日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

厚木市職員の給与に関する条例（昭和32年厚木市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第17条の6第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第5項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第17条の7第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（厚木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 厚木市職員の育児休業等に関する条例（平成4年厚木市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第16条第1項」の次に「（同条例第17条の6第5項の規定により常勤の職員の例によることとされる場合を含む。）」を加え、同条第2項中「第17条第1項」の次に「（同条例第17条の6第5項の規定により常勤の職員の例によることとされる場合を含む。）」を加え、「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

議案第16号

厚木市特別会計条例の一部を改正する条例について

厚木市特別会計条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月21日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

学校給食事業特別会計を設置するため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市特別会計条例の一部を改正する条例

厚木市特別会計条例（昭和39年厚木市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（設置）

第2条 次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。

(1) 厚木市公共用地取得事業特別会計 公共用地先行取得事業

(2) 厚木市学校給食事業特別会計 学校給食事業

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第17号

厚木市介護保険条例の一部を改正する条例について

厚木市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月21日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料率を改めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市介護保険条例の一部を改正する条例

厚木市介護保険条例（平成12年厚木市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「32,718円」を「32,731円」に改め、同項第2号中「45,806円」を「47,237円」に改め、同項第3号中「49,077円」を「51,328円」に改め、同項第4号中「58,893円」を「66,950円」に改め、同項第5号中「65,436円」を「74,388円」に改め、同項第6号中「71,980円」を「89,266円」に改め、同号ア中「900,000円」を「1,200,000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第7号中「78,524円」を「96,705円」に改め、同号ア中「1,200,000円」を「1,600,000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第8号中「85,067円」を「104,144円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第9号中「98,154円」を「119,021円」に改め、同号ア中「3,200,000円」を「2,500,000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第10号中「111,242円」を「126,460円」に改め、同号ア中「4,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第11号中「114,513円」を「145,057円」に改め、同号ア中「5,000,000円」を「4,200,000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第12号中「121,057円」を「152,496円」に改め、同号ア中「6,000,000円」を「5,200,000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第13号中「124,329円」を「163,654円」に改め、同号ア中「8,000,000円」を「6,200,000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第14号中「130,872円」を「174,812円」に改め、同号ア中「10,000,000円」を「7,200,000円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第15号中「137,416円」を「178,532円」に改め、同号ア中「20,000,000円」を「8,000,000円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第17号イ」を加え、同項第16号中「150,503円」を「219,445円」に改め、同号を同項第18号とし、同項第15号の次に次の2号を加える。

(16) 次のいずれかに該当する者 189,690円

ア 合計所得金額が10,000,000円未満の者であって、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(17) 次のいずれかに該当する者 200,848円

ア 合計所得金額が20,000,000円未満の者であって、前各号のいずれにも

該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,631円」を「20,085円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,631円」を「20,085円」に、「29,447円」を「32,359円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,631円」を「20,085円」に、「45,806円」を「50,956円」に改める。

第5条第3項中「同号ロ若しくはハ」を「同号ロ若しくはニ」に、「第3条第6号イ」を「第3条第1項第6号イ」に、「若しくは第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ若しくは第17号イ」に、「第3条第6号から第15号まで」を「第3条第1項第6号から第17号まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第18号

厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

厚木市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月21日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

国民健康保険法等の一部改正に伴い、保険料軽減の基準となる所得金額を引き上げるとともに、退職者医療制度を廃止するほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

厚木市国民健康保険条例（昭和34年厚木市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第11条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条前段中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条後段を削る。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号及び第3号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の2から第15条の5の2までを次のように改める。

第15条の2から第15条の5の2まで 削除

第15条の6中「又は第15条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。次条、第18条及び第19条において同じ。）」を削る。

第15条の7中「又は第15条の2」及び「又は同令附則第4条第2項第6号」を削る。

第15条の7の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の7の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条前段中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条後段を削る。

第15条の7の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の7の6の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項各号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の7の7から第15条の7の11までを次のように改める。

第15条の7の7から第15条の7の11まで 削除

第15条の7の12中「又は第15条の7の7」及び「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第15条の7の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の7の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。次条、第18条及び第19条において同じ。）」を削る。

第15条の7の13中「又は第15条の7の7」及び「又は附則第4条第3項第6号」を削る。

第15条の8第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第18条第1項中「となり、若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合」を「となった場合」に改め、「、第15条の2」及び「若しくは第15条の7の7」を削り、「、又は減少した」を「、若しくは減少した」に改め、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を加え、「若しくは第15条の5」を削り、「となり、若しくは特例対象被保険者等でなくなった日」を「となった日」に改め、同条第2項中「、第15条の2」、「、第15条の7の7」及び「若しくは第15条の5」を削る。

第19条第1項各号列記以外の部分中「又は第15条の2」を削り、同項第2号中「290,000円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「54万5,000円」に改める。

第19条の3第1項中「又は第15条の5」を削り、「第15条第2項」を「同条第2項」に改め、同条第3項中「又は第15条の5」及び「又は第15条の7の10」を削り、同条第4項第1号中「又は第15条の5」を削り、同条第6項中「又は第15条の5」及び「又は第15条の7の10」を削る。

第19条の4第1項各号列記以外の部分中「又は第15条の2」を削り、同条第3項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の7の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項及び第5項各号列記以外の部分中「又は第15条の2」を削り、同条第7項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の7の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「又は第15条の2」を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第19号

厚木市開発許可等基準条例の一部を改正する条例について

厚木市開発許可等基準条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月21日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

都市計画法等の一部改正に伴い、市街化調整区域内の災害危険区域等における開発許可等の基準を改めるため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市開発許可等基準条例の一部を改正する条例

厚木市開発許可等基準条例（平成17年厚木市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「掲げるもの」の次に「（政令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して安全上支障がないと認められる区域を除く。次条において同じ。）における開発行為を除く。）」を加える。

第6条中「該当する建築物」の次に「（政令第29条の9各号に掲げる区域における建築物を除く。）」を加える。

### 附 則

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市開発許可等基準条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第35条の2第1項及び第43条第1項の許可（以下「開発許可等」という。）の申請について適用し、同日前にされた開発許可等の申請については、なお従前の例による。